



WWF® for a living planet®

Press Release

WWF ジャパン
〒105-0014
東京都港区芝3-1-14
日本生命赤羽橋ビル 6 F

Tel: 03-3769-1711(代)
Fax: 03-3769-1717
www.wwf.or.jp

2013年6月4日

改正された種の保存法は 3年後に期待を抱かせるものとなった

～ 今回の改正法および附帯決議は満足のいく内容～

今国会で可決成立した種の保存法の改正法は、附帯決議を含めて考えれば、満足のいく内容となった。本年はじめの時点では、罰則の引き上げ以外には見るべきものが少なく、1992年の法律成立後、20年にわたり解決されなかった懸案の諸問題は、そのまま置いておかれるかに思われた。

しかし、WWFジャパンをはじめとするNGO各団体や学会、法曹界からの幾多の提言に、環境省が真摯に耳を傾けたこともあり、いくつかの要望が実現した。同法に関心を寄せる与野党各会派の議員が立法府としての責任ある対応をしたこともあって、期待以上の収穫が得られた。関係各位のみなさまのご尽力に深く敬意を表し、感謝申し上げたい。（学会：日本生態学会、日本植物分類学会 法曹界：第二東京弁護士会）

収穫と言えるのは次の事項である。

- ① 目的条項に「生物の多様性の確保」が明記された。（第一条）
- ② 国の責務に「科学的知見の充実を図る」が追加された。（第二条）
- ③ 「教育活動等により国民の理解を深めること」が追加された。（第五十三条）
- ④ 3年後の見直し規定が設けられた。（附則第七条）
- ⑤ 罰則が、個人においては5年以下の懲役または500万円以下の罰金と大幅に引き上げられた。法人については1億円以下の罰金と規定された。（第五十七条、第六十五条等）
- ⑥ 希少野生動植物種の個体等の販売または頒布目的での広告（インターネット、紙媒体とも）が禁止された。（第十七条）

このうち⑤⑥は本年はじめの時点から予定されていた。①から④までが4月19日の閣議決定までに、与野党やNGO、学会、法曹界からの働きかけを受けて環境省が追加した事項である。

①については、これをもって、生物多様性基本法のもとにあるすべての個別法の目的条項に「生物の多様性の確保」という文言が入ったことになる。④については、当初は5年後の見直しとされていたものが期間短縮され、3年後となった。

附帯決議は、参議院・衆議院の両院の環境委員会において、全会一致で採択された。これには法的拘束力はないものの、立法府が改正法案を通すためにつけた条件とも言えるもので、誠実に履行されることが期待される。

ここには、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」（保全戦略）に“希少野生動植物種の指定に関する国民による提案の方法および政府の回答の方法等を明記すること”とある。これは、国民からの提案制度を設けるべきとしたNGOの提言が反映されたものである。

3年後の見直しに向けて、保全戦略の法定計画化が検討され、種の指定を進めるための専門家による常設の科学委員会の法定化も検討されることになった。こうしたことも、やはりNGO各団体、学会、法曹界が提言として出していたものである。



特に、希少野生動植物種の指定は、「2020年までに300種を新規指定することを目指す」とこととなった。環境省により、4月はじめの自民党環境部会で明らかにされ、国会審議でも伊藤哲夫自然環境局長が答弁し、附帯決議にも盛り込まれた、この数値目標は注目に値する。将来的には絶滅のおそれの高い種は、すべて指定されるのが原則と思われるが、2020年までに300種が追加されるというのは、きわめて意欲的な目標である。法律の施行以来20年で90種の指定に過ぎなかったものが、およそ7年後までに300種の追加であるから、これまでと同じ考え方や仕組みでは可能にはならない。附帯決議にもあるとおり、「希少野生動植物種の保存のため、財政上、税制上その他の措置を講ずる」必要がある。この数値目標は、環境省がひとり抱えていられるものではなく、財務当局も理解を示し、毎年度大きな予算措置をすることが重要である。政府あげての目標とし、人員増を措置することも欠かせない。現行の環境省自然環境局の予算と人員では無理があり、同局の予算増と人員増を図ることは立法府から政府への宿題となった。

なお、2030年の目標は附帯決議には書き込まれていないが、伊藤哲夫自然環境局長は国会審議で、2030年までもペースを落とさず、さらに300種追加する旨の答弁をおこなっている。

種の保存法の抜本的改正を求めているNGO、学会、法曹界の要望に満額回答ではないものの、ここ数ヶ月間における環境省の努力には並々ならないものがあった。種の保存法が、その目的にかなうように改正されていくための大きな一歩を踏み出したものとして、高く評価したい。NGO、学会、法曹界とも有益な提言を続けてきた自負があり、今後とも協力していく場面があるのではと思われる。地球環境の保全に責任を負う環境省とNGOとは、目的を共有している点において、パートナーたり得ると考える。特に、種の指定を迅速に進めるためには、生物の専門家との協力関係がかぎとなる。

国際希少野生動植物種の登録制度の改善(マイクロチップなどを装着することによる個体等の識別、あるいは登録票の流用防止策など)も附帯決議に盛り込まれ、3年後の見直しに向けての課題として洗い出されている。

3年後の見直しに向けて、今から附帯決議に盛り込まれた内容の検討を開始し、3年後には検討を終えていることが立法府からの要請となっている。

我が国は、生物多様性条約第10回締約国会議(CBD・COP10)の議長国であったが、同会議で採択された愛知目標の12番への貢献にもつながる、今回の改正法および附帯決議を支持するものである。

愛知目標12：既知の絶滅危惧種の絶滅を防止する。とくに減少している種の保全状況を改善する。

(WWFジャパン仮訳)

問合せ先：WWF ジャパン 事務局長付 草刈秀紀 Tel：03-3769-1711

/ 広報室 大倉寿之 Tel：03-3769-1714